



Newsletter

2025 年 10 月号

テーマ

Deloitte Korea JSG 便り

- [韓国デロイトグループ、日系企業を対象に「2026 韓国における税務及び通商 이슈セミナー」盛況](#)

税制改正

- [企画財政部、AI 国家戦略技術の新設等、税法施行令改正を推進](#)

例規・判例

○企画財政部

- [海外持株会社の子会社の手動所得に対して CFC が適用される場合、「海外持株会社 CFC 排除特例」が適用されるか否か](#)
- [転換社債の株式転換時、発行価額と時価との差額が株式発行人の債務免除益に該当するか否か](#)

2025. 10. 28

Deloitte Anjin LLC
Japanese Services Group(JSG)

Deloitte Korea JSG 便り

韓国デロイトグループ、日系企業を対象に 「2026 韓国における税務及び通商 이슈セミナー」盛況

- －韓国進出日系企業が関心を持つべき最新の税法改正事項および通商 이슈の深層分析
- －国税統計に基づく最新の税務調査の動向と実務争点事例を共有し、戦略的な通商対応ガイドを提示

2025年10月17日 韓国デロイトグループ（統括代表ホン・ジョンソン）は16日、日系企業を対象に開催した「2026韓国における税務及び通商 이슈セミナー」を盛況のうちに終えたと明らかにした。

今年で6回目の今回のセミナーは、ウェビナー方式で行われ、韓国進出日本企業だけでなく、日本本社の経営陣、財務および経理担当者等200人余りが参加した。今回のセミナーは国内の税務環境の変化と最新動向をいち早く共有するために開催され、特に通商関税方針とその対応戦略に対する深い分析が含まれている点から、国内・国外の参加者から大好評を博した。

セミナーは、▲2026年税制改正の主要内容 ▲最近の税務調査の動向 ▲グローバル交易パターンの変化と企業の対応戦略、3つのセッションで構成された。セミナーの税務パートでは例年と同じく日本語で解説が行われ、韓国語で行われた通商パートでは、深みのある情報をお届けするために日本語字幕を提供し、幅広い理解を助けた。

韓国デロイトグループの日本サービスグループ（Japanese Services Group、以下JSG）ソ・ジョンウクリーダーによる開会の挨拶を皮切りに、一つ目のセッションではキム・ミョンギョパートナーが2026年税制改正の主要内容のうち、日系企業が熟知すべき重要改正内容を紹介した。二つ目のセッションでは、イ・ソンジェパートナーが国税行政運営方案を中心に当局の税務調査の方向を説明し、国税統計分析に基づいて最近の推移を紹介した。また、税務調査時に現場で話題になった実際の争点事例を重点的に紹介し、参加者から多くの関心を受けた。三つ目のセッションでは、シム・ジョンソンパートナーが関税率モニタリングの重要性を含め、アンチ・ダンピング関税への対応および積極的な活用事例を説明し、関税負担額を最小化する戦略を立てるための方向性を提示した。その後行われたQ&Aセッションでは、参加者からの事前質疑について具体的かつ実務的なガイドを提供し、大盛況のうちに終了した。

韓国デロイトグループJSGのソ・ジョンウクリーダーは、「毎年参加者たちから高評価を得てきたセミナーが今年は特に高い関心を受けた。変化する税務方針に対する理解と通商分野に関する説明は、韓国進出日本企業のビジネスに役に立ったと確信している」とし「今後も韓国デロイトグループJSGは約30年間積んできたノウハウと差別化された専門家インサイトを基に、日本企業が韓国で安定的にビジネス展開できるよう努力していく」と明らかにした。

一方、今回のセミナーは[韓国デロイトグループのオフィシャル YouTube チャンネル](#)で再視聴することができる。

税制改正

企画財政部、AI 国家戦略技術の新設等、税法施行令改正を推進

企画財政部は「2025 年税制改編案」および「地方中心建設投資の補強方案」の履行のために、AI 等未来戦略産業への支援を強化し、人口減少地域住宅総合不動産税の税負担緩和等の税法施行令改正を推進すると明らかにしました。今回の施行令改正案は立法予告、次官会議・国務会議等の手続きを経て 2025 年 11 月中に公布・施行される予定です。

主な内容は次の通りです。

主要内容

■ 租税特例制限法施行令

○ 国家戦略技術の細部技術の新設および拡大（租税特例制限法施行令別表 7 の 2）

< 改正案 >

- 細部技術の対象を拡大（AI 分野の追加、7 新設、2 拡大）

分野		細部技術
新設	AI	生成型 AI
		エージェント AI
		学習および推論の高度化
		低電力・高効率 AI コンピューティング
		人間中心 AI
拡大	未来型運送移動	AI 型自律運航
		搭乗者の認知およびインターフェース
		走行状況の認知センサー・ソフトウェア ⇒センサー、ソフトウェア単独も適用
		走行知能情報処理統合システム ⇒核心部品の認定のために範囲を拡大

< 改正理由 > 先端戦略産業 R&D の活性化

○ 新成長・源泉技術の細部技術の新設（租税特例制限法施行令別表 7）

< 改正案 >

- 細部技術の対象を拡大（1 新設）

分野		細部技術
新設	防衛産業	グローバルサプライチェーンの進入・安定化技術

※ 1 つの技術は国家戦略技術に上方修正（未来カー：搭乗者の認知およびインターフェース）

< 改正理由 > 先端戦略産業 R&D の活性化

○ **AI 分野国家戦略技術事業化施設の税額控除事後管理方法の新設**（租税特例制限法施行令§21⑤・⑩・⑪・⑭・⑯）

<改正案> サービス提供（AI 分野）国家戦略技術事業化施設の事後管理方法の新設

- （管理対象）サービス提供施設として国家戦略技術外のサービスを提供する事業化施設を含む
- （管理基準）サービス提供国家戦略技術事業化施設：該当施設の総使用時間のうち、国家戦略技術に関するサービス提供時間が50%を超過
- （資料提出）サービス提供国家戦略技術事業化施設の場合、研究開発業務施設の規定を準用（使用時間に関する資料の作成・保管および提出義務）

<改正理由> 先端戦略産業施設投資の活性化

○ **人口減少地域住宅取得特例の価額要件の上方修正**（租税特例制限法施行令§68 の2①）

<改正案> 支援対象を拡大

- 非首都圏価額基準の上方修正（首都圏公示価格4億ウォン、非首都圏公示価格9億ウォン）

<改正理由> 地方建設景気の活性化

○ **同業企業所得の計算および配分明細申告書類の明確化**（租税特例制限法施行令§100 の24、租税特例制限法施行規則§46 の2）

<改正案> 申告書類の明確化

- 企画財政部令で定める財務状態表と損益計算書（法人税法施行規則の標準財務状態表と標準損益計算書）

<改正理由> 同業企業提出書類の明確化による納税者の利便性を向上

■ **所得税法施行令**

○ **非首都圏竣工後、売れ残り住宅に対する重課排除期間の延長**（所得税法施行令§167 の3）

<改正案> 適用期限の延長（‘25.12.31. ⇒ ‘26.12.31.）

<改正理由> 地方建設景気の活性化

○ **収用時の住宅付随土地判断基準日の調整**（所得税法施行令§154⑦・§167 の5・§168 の12）

<改正案> 例外新設

- 土地収用時の用途地域判定基準日の例外新設（協議買受・収用される場合：事業認定告示日直前日）

<改正理由> 収用される土地等に対する課税の合理化

■ **法人税法施行令**

○ **CR リッツが買入する売れ残り住宅に対する法人税追加課税の排除**（法人税法施行令§92 の2②）

<改正案> 追加課税排除住宅の追加

- CR リッツが‘25.1.1.～‘25.12.31.中に買入する非首都圏の売れ残り住宅（取得後5年以内の譲渡分に限る）

<改正理由> 地方建設景気の活性化

○ 内国法人の国債等の利子所得に対する源泉徴収手続きの改善（法人税法施行令§111⑧）

<改正案> 源泉徴収義務者範囲の追加

- 但し、国際預託決済機構（韓国預託決済院と類似した業務を行うと金融監督院長が認定する外国法人）が預託者である場合で、内国法人から預託を受けた国債等：該当内国法人

<改正理由> 国債等の取引活性化の支援

■ **総合不動産税法施行令**

○ 非首都圏竣工後、売れ残り住宅に対する重課排除期間の延長（総合不動産税法施行令§4 の 3）

<改正案> 適用期限の延長（‘25.12.31. ⇒ ‘26.12.31.）

<改正理由> 地方建設景気の活性化

■ **付加価値税法施行令**

○ 免税農産物等のみなし仕入税額控除優待控除限度の適用期限の延長（付加価値税法施行令§84②・③）

<改正案> 優待控除限度の適用期限の延長（‘25.12.31. ⇒ ‘27.12.31.）

<改正理由> 零細自営業者の税負担緩和

■ **国際租税調整に関する法律施行令**

○ 統合型被支配外国法人課税制度の適用期限の新設（国際租税調整に関する法律施行令§111①）

<改正案> 適用期限の補完

- （適用期限）‘25.12.31 日以前開始、‘27.6.30 日以前終了する各事業年度

<改正理由> OECD グローバル・ミニマム課税の行政方針の反映（統合型被支配外国法人課税制度の税額（対象租税）配分は一時的に運営）

例規・判例

【企画財政部】海外持株会社の子会社の手動所得に対して CFC が適用される場合、「海外持株会社 CFC 排除特例」が適用されるか否か

（企画財政部国際租税制度課-439、2025.8.20.）

■質疑

海外持株会社（A）の子会社（B）の総収入金額のうち、手動所得の割合が 5%を超過し、国際租税調整に関する法律第 29 条第 2 項により該当手動所得に対して同法第 27 条が適用される場合、該当海外持株会社（A）が国際租税調整に関する法律第 28 条第 3 号により CFC 適用から排除されるため、子会社（B）が満たすべき要件である国際租税調整に関する法律施行令第 64 条第 3 項第 2 号による「法律第 27 条が適用されないこと」に該当するか否か

■事実関係

- 質疑法人は米国所在の A 法人の持分を 52%保有
- A 法人の子会社（持分率 100%）である B 法人は、「国際租税調整に関する法律」第 29 条第 1 項による卸売業特例法人に該当するが、同法第 29 条第 2 項により商標権に関するロイヤリティ所得等の手動所得に対して同法第 27 条が適用される予定である

回答

海外持株会社の子会社の総収入金額のうち、「国際租税調整に関する法律」第 29 条第 2 項による手動所得の割合が 5%を超過し、同法第 27 条が適用される場合、同法第 28 条第 3 号による海外持株会社の留保所得配当みなしの適用排除要件を判断する時、該当子会社は同法施行令第 64 条第 3 項第 2 号の要件を満たしたものとみなされる。

【企画財政部】転換社債の株式転換時、発行価額と時価との差額が株式発行法人の債務免除益に該当するか否か

（企画財政部法人税制課-437、2025.8.27.）

■質疑

転換権行使による転換社債の株式転換が、「実質的な債務の出資転換の性格」ではなく、一般的な転換権行使の性格である場合（以下、「実質的な債務の出資転換」ではない転換権行使を「一般的な転換権行使」という）、「株式発行価額（＝転換価額）と時価との差額（以下、「争点差額）」が株式発行法人（転換社債発行法人）の債務免除益に該当するか否か

■事実関係

- 質疑法人は A 法人が甲法人から乙事業部門を買収する目的で、21.x 月に設立した特殊目的法人である
- 上記買収のために A 法人（戦略的投資者）と B 法人（財務的投資者）はコンソーシアムを構成し、21.x. 甲法人と株式売買契約を締結し、甲法人が保有している乙法人発行の普通株および新株引受権を引き受ける
- B 法人は乙法人の発行株式を直接取得する代わりに、質疑法人が発行した転換社債を引き受ける形態で買収に参加しており、別途の PEF を設立して質疑法人と転換社債引受契約を締結
- 23.x. 該当 PEF は投資金額の 50% に対して転換権を行使し、質疑法人は該当 PEF に転換優先株を交付

回答

転換社債発行法人が、特殊関係者ではない債権者の間で、実質的な既存債務の株式転換とみなすことのできない一般的な転換社債の転換権行使で株式を発行する場合、転換社債の転換権行使による債務免除益が発生しないものである。

デロイト安進会計法人

Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノーハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG（Japanese Services Group）の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト（[韓国での日系企業向けサービス](#)）をご参照ください。

当ニュースレターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：徐正旭（Seo, Jung Wook） / TEL +82-2-6676-1871 / juseo@deloitte.com

李志殷（Lee, Ji Eun） / TEL +82-2-6138-6680 / JiEunLee1@deloitte.com

ニュースレターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2025. For information, contact Deloitte Anjin LLC